※現在、検討している利用料金等の考え方であり、検討に応じて変更する可能性がある。

## 1 利用料金・行政財産貸付料の考え方

料金別の帰属、納入者、料金の決定方法については以下のとおり。

種類		<b>6</b>	利用料金等の決定方法	
性規	収入の帰属 	納入者	提案者	決定方法
施設利用料金(個人)	事業者	利用者	事業者	(1)条例
施設利用料金(貸切)	事業者	利用者	事業者	(2)条例
その他諸室・設備利用料金	事業者	利用者	事業者	(3)条例
駐車場利用料金	事業者	利用者	事業者/県	(4)条例
自由提案事業にかかる料金	事業者	利用者	事業者	(5)提案
自主事業に係る施設利用料金及び	事業者	<b>声类</b>	事業者	(6)
行政財産の目的外使用料	県	事業者	尹未日	(0)
自動販売機の設置及び <mark>自由提案</mark>	県	事業者	事業者事業者	( <del>6</del> 7)
附帯事業に係る行政財産の貸付料等	·			( <del>7</del> 8)

## 2 利用料金

### (1)個人利用

個人利用の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、 県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定して おり、周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

施設名	区分	上限額(税込) (一人あたり)
50m プール 25mプール	9:00~22:00	500 円/回
トレーニング室	9:00~22:00	250 円/時間
屋内クライミングウォール	9:00~22:00	150 円/時間

<sup>※</sup>児童・生徒は、上記金額を2で除して得た額以下とすること。

<sup>※</sup>上記は、一人一回の利用料金の設定にあたり上限を定めるものであり、団体割引や年齢別の料金や回数券、定期券の発行を妨げるものではない。

### (2)貸切利用

貸切利用の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、 県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定して いる。周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

施設名	区分	上限額(税込) (1時間あたり)
50m プール (全面)	9:00~22:00	9,600 円/時間
50m プール (1レーンあたり)	9:00~22:00	1,000 円/時間
25mプール (全面)	9:00~22:00	4,800 円/時間
25mプール (1 レーンあたり)	9:00~22:00	600 円/時間
多目的スタジオ	9:00~22:00	1,350 円/時間
屋外クライミングウォール	9:00~22:00	350 円/時間

<sup>※</sup>上記にない施設の貸切利用は想定しない。

なお、50mプール・25mプールを貸切利用する場合で、入場料を徴収する場合又はアマチュア・スポーツ以外に利用する場合の利用料金の設定は、次のとおりとすること。

区分	入場料徴収あり	入場料徴収なし
アマチュア・スポーツに利用する場合	上記の2倍	上記の金額
アマチュア・スポーツ以外に利用する場合	上記の 20 倍	上記の 10 倍

<sup>※</sup>児童・生徒の団体は、上記金額を2で除して得た額以下とすること。

### (3) その他諸室・設備

その他諸室・設備の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額 として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予 定している。周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

諸室・設備名	区分	上限額(税込) (1 時間あたり)
会議室	9:00~22:00	2,900 円/時間
役員室	9:00~22:00	1,400 円/時間
<del>貴賓室</del> 応接室	9:00~22:00	500 円/時間
共用エリア (屋内外 1 ㎡当たり)	9:00~22:00	17 円/時間
音響・放送設備	提案	提案
大型表示装置	提案	提案
その他設備・備品	提案	提案

<sup>※</sup>共用エリアの料金の設定に当たっては、会議室等諸室の1 m<sup>3</sup>当たりの料金と比較して乖離が 生じないよう配慮すること。

※提案となっている料金の提案に当たっては、本施設が公の施設であることを踏まえ、他の公共 施設や周辺の類似施設と比較して料金設定に乖離が生じないよう配慮すること。

## (4) 駐車場

駐車場の利用料金は、県が定める条例等により規定する利用料金を上限額として、県の承認を得て事業者が定める。利用料金の種別及び上限額は次のとおりを予定している。周辺施設や提供されるサービスの水準等を勘案して設定すること。

単位	種類	利用料金
	普通自動車(乗員定員 11 人以上)	各 200 円/時間
	大型特殊自動車	(上限 1, 200 円/日)
	普通自動車(乗員定員 10 人以下)	
1台1時間当たり	小型自動車(二輪自動車を除く)	各 100 円/時間
(1日あたり上限)	小型特殊自動車	(上限 600 円/日)
	軽自動車(二輪自動車を除く)	
	二輪自動車	各 50 円/時間
	原動機付自転車	(上限 300 円/日)

### (5) 自由提案事業の料金

自由提案事業に関して利用者が支払う料金は、事業者が徴収するものとする。料金の 設定は事業者の提案に委ねるが、設定に当たっては、本施設が公の施設であることを踏 まえ、周辺の類似施設、類似サービスと比較して料金設定に乖離が生じないよう配慮す ること。

## (6) 自主事業に係る施設利用料金及び行政財産の目的外使用料 (年額)

条例等に利用料金等の定めがある施設等を利用する場合の利用料金は、(1)から(4)により設定した額とする。

また、本施設の用途又は目的を妨げない範囲内において本施設の一部を占用する場合の行政財産の目的外使用料(年額)は、土地使用の場合は以下の算定式に基づき算出した①から②を合算した額、建物使用の場合は以下の算定式に基づき算出した①から⑤を合算した額とする。

なお目的外使用料(年額)の算出は、事業者が提案する「本施設の建築面積」「本施設の延床面積」「目的外使用面積」に基づき行う。

なお、目的外使用許可は年度ごとに更新することとし、目的外使用料(年額)についても原則年度ごとに改定する。

### 土地使用の場合

【土地の使用料(年額)】

※「75,000/m<sup>2</sup>」は、近傍類似地の固定資産税評価額を基に算出

## 【消費税】

② ①に係る消費税相当額

※使用許可期間中に消費税等の率が変動した場合は、変動後の率を適用する。

- %①の「使用許可面積」に1 ㎡未満の端数があるとき又は面積の全部が1 ㎡未満であるときは、その端数面積又はその全面積は1 ㎡とする。
- ※①から②の額に円未満の額がある場合には、これを切り捨てた額をもって使用料の額とする。 ※使用料(月額)は使用料(年額)を12で除した額、使用料(日額)は使用料(月額)を30で 除した額とする。

#### 建物使用の場合

【土地の使用料(年額)】

① 75,000円/m<sup>2</sup>×本施設の建面積 × 使用許可面積 4 本施設の延床面積 100

- ※「75,000/㎡」は、近傍類似地の固定資産税評価額を基に算出
- ※「建面積」は、1階の床面積とする。

【建物の使用料(年額)】

② 180,000円/m²×使用許可面積 × 6 100

※「180,000円/m³」は、鉄筋コンクリート造の場合の1 m³当たりの建物再建築価格

### 【消費税】

③ ①及び②に係る消費税相当額 ※使用許可期間中に消費税等の率が変動した場合は、変動後の率を適用する。

【火災保険料相当額】

使用許可面積本施設の火災保険料 ×本施設の延床面積

### 【光熱水費等加算金(年額)】

⑤ 使用許可に伴い、必要に応じて下記の額を加算する。

電 気 料:1,195円/㎡ 水 道 料:129円/㎡ 下水道料:104円/㎡ ガ ス 料: 59円/㎡ 燃 料 費:354円/㎡ 塵芥処理料:98円/㎡

害虫駆除料: 226円/m<sup>2</sup>

※電気・水道・ガス等の料金は、計量器(子メーター等)によってその額が明らかに算定できるものは、それによる額とする。

- ※①及び②の「本施設の建築面積」「本施設の延床面積」又は「使用許可面積」に1 m²未満の端数があるとき又は面積の全部が1 m²未満であるときは、その端数面積又はその全面積は1 m²とする。
- ※①から⑤の額に円未満の額がある場合には、これを切り捨てた額をもって使用料の額とする。 ※使用料(月額)は使用料(年額)を12で除した額、使用料(日額)は使用料(月額)を30で 除した額とする。なお、その額に円未満の額がある場合には、これを切り捨てた額とする。

# 《目的外使用料(年額)の算出例(土地使用の場合)》

## (条件)

a 使用許可面積:8.60㎡

## 【土地の使用料(年額)】

① 75,000 $\text{P}/\text{m}^2 \times 9\text{m}^2 \times (4/100) = 27,000\text{P}$ 

## 【消費税】

② ① 27,000 $\mathbb{H} \times 10\% = 2,700\mathbb{H}$ 

目的外使用料(年額)=①+②=29,700円

## 《目的外使用料(年額)の算出例(建物使用の場合)》

## (条件)

a 構造:鉄筋コンクリート造

b 本施設の建面積:7,344.32m<sup>2</sup>

c 本施の延床面積:13,000.00㎡

d 使用許可面積: 7.98m²

e 火災保険料額:770,000円/年

f 光熱水費等加算:電気料、水道料及び下水道料を加算

#### 【土地の使用料(年額)】

① 75,000 $\text{PM}/\text{m}^2 \times 7$ , 345 $\text{m}^2 \times$  (8 $\text{m}^2/13$ ,000 $\text{m}^2$ )  $\times$  (4/100) =13,560PM

### 【建物の使用料(年額)】

② 180,000円/ $m^2 \times 8m^2 \times (6/100) = 86,400$ 円

## 【消費税】

③ (1) 13,560  $\mathbb{H}$  + ② 86,400  $\mathbb{H}$ )  $\times 10\% = 9,996$   $\mathbb{H}$ 

## 【火災保険料相当額】

④ 770,000 $\mathbb{H} \times (8\,\text{m}^2/13,000\,\text{m}^2) = 473\,\mathbb{H}$ 

## 【光熱水費等加算金】

⑤ (電気料 1,195円/㎡+水道料129円/㎡+下水道料104円/㎡) ×8㎡=11,424円

目的外使用料(年額)=①+②+③+④+⑤=121,853円

### (67) 自動販売機を設置する場合の行政財産の貸付料(年額)

自動販売機を設置する場合の1台当たりの行政財産の貸付料(年額)は、①及び②を合算した基本貸付料(年額)に、事業者が提案する額を加えた額とする。

なお、貸付契約は3年ごとに更新することとし、基本貸付料(年額)についても原則 3年ごとに改定する。

- ① 1台当たりの基本貸付料(年額) 10,000円
- ② ①に係る消費税相当額

※貸付期間中に消費税等の率が変動した場合は、変動後の率を適用する。

## (<del>78) 自由提案</del>附帯事業に係る行政財産の貸付料(年額)

自由提案附帯事業に係る行政財産の貸付料(年額)は、以下の算定式に基づき算出した①から②④を合算した基本貸付料(年額)に、事業者が提案する額を加えた額とする。 なお基本貸付料(年額)の算出は、事業者が提案する「本施設の建築面積」「本施設の延床面積」「附帯施設の面積」に基づき行う。

なお、貸付契約は5年ごとに更新することとし、基本貸付料(年額)についても原則 5年ごとに改定する。

#### 【土地の基本貸付料(年額)】

① 75,000円/m<sup>2</sup>×本施設の建面積 × 本施設の延床面積 100

※「75,000/m³」は、近傍類似地の固定資産税評価額を基に算出

※「建面積」は、1階の床面積とする。

#### 【建物の基本貸付料(年額)】

② 180,000円/m<sup>2</sup>× 附帯施設の面積 × 7 100

※「180,000円/m³」は、鉄筋コンクリート造の場合の1m³当たりの建物再建築価格

### 【消費税】

③ ①及び②に係る消費税相当額 ※貸付期間中に消費税等の率が変動した場合は、変動後の率を適用する。

### 【火災保険料相当額】

④ 本施設の火災保険料 × ・ 本施設の延床面積

- ※①及び②の「本施設の建築面積」「本施設の延床面積」又は「附帯施設の面積」に1㎡未満の 端数があるとき又は面積の全部が1㎡未満であるときは、その端数面積又はその全面積は1㎡ とする。
- ※①から④の額に円未満の額がある場合には、これを切り捨てた額をもって貸付料の額とする。

## 《基本貸付料(年額)の算出例》

#### (条件)

a 構造:鉄筋コンクリート造

b 本施設の建面積:7,344.32m²

c 本施の延床面積:13,000.00㎡

d 附帯施設の面積:124.91㎡

e 火災保険料額:770,000円/年

### 【土地の基本貸付料(年額)】

① 75,000 $\text{PM}/\text{m}^2 \times 7$ , 345 $\text{m}^2 \times$  (125 $\text{m}^2/13$ ,000 $\text{m}^2$ )  $\times$  (4/100) =211,874PM

## 【建物の基本貸付料(年額)】

② 180,000円/m<sup>2</sup> $\times 125$ m<sup>2</sup> $\times (7/100) = 1,575,000$ 円

### 【消費税】

③ (① 211,874 $\mathbb{H}$ +② 1,575,000 $\mathbb{H}$ ) ×10%=178,687 $\mathbb{H}$ 

## 【火災保険料相当額】

④ 770,000 $\mathbb{H} \times (125\,\text{m}^2/13,000\,\text{m}^2) = 7,403\,\text{H}$ 

基本貸付料 (年額) =①+②+③+④=1,972,964円